

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項（記入例）

氏名又は名称 土浦設備㈱

印

郵便番号、住所 〒300-1234 土浦市大町 11-38

代表者氏名 土浦 太郎

申請書と同様の押印
法人：代表者印
個人：申請者印

電話番号 029-123-4567

未受講の場合、その理由を記入
（非公表）

1. 水道事業者等（他の水道事業者との連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績

受講年月日 受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。（公表： 可 不可 ）

令和 7 年 7 月 2 日 ・ 未受講

（講習会名又は未受講の場合、その理由）※ 非公表
令和 7 年度 土浦市指定給水装置工事事業者研修会夜間・休日等の修繕対応時間など、
記入内容は、水道事業者が判断

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ）

休業日： 日曜日、正月 3 が日 営業日： 月～土 修繕対応時間： 8 時～17 時
GWに連休 17 時以降は要相談

漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ）

（該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能）

屋内給水装置の修繕

埋設部の修繕

その他（ ）

漏水時の修繕対応の可否や、その他
欄を利用して夜間休日等の対応に
ついての記入も可能

対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可 ）

配水管からの分岐～水道メーター（新設 改造 ）

水道メーター ～宅内給水装置（新設 改造 ）

その他の欄は、緊急時の連絡先など
各水道事業者独自の確認に利用

その他（公表： 可 不可 ）

緊急時連絡先 090-1234-5678（代表者携帯）

不可の場合は、非公表を希望として
掲載しない。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則 第 36 条

水道法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
土浦 次郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和〇年〇〇月〇〇日
土浦 三郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	令和〇年〇〇月〇〇日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
☒ 可 ☐ 不可		

自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めない。

e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しなどで確認可能。

可の場合は、公表を可能としていることから掲載する。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

給水装置工事に主に従事した者

水道法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合はチェック欄にレ点

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

記載名については、公表対象外とする。

い場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
土浦 次郎	○	○	講習会修了者	R6
土浦 三郎	○	○	検定会合格者	R6
社員A	○	×		R6
下請け等も含み、給水装置工事者の氏名等を記入する。ただし、公表対象外とする。 上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。) 可 ☒ 不可 ☐				

雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。
※氏名については、公表対象外とする。

資格を有していなくても、経験を有していれば記入する。

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

不可の場合は、非公表を希望
として掲載しない。

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。